

INDEX

かいてき便り

・介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業(令和8年1月分から6月分)を実施します！
・訪問介護事業所等におけるEV車・EVバイク導入支援事業について
・令和8年度 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業(補助金) 交付申請を受付中！(令和8年8月31日締め切り)
・★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★(1)R7年度申請事業者は必須!!実績報告の受付は8月31日(月)まで(2)R8年度交付申請を受付中！未申請の事業者はお早めに
・令和8年度 訪問看護にかかる支援策について
・令和8年度福祉用具専門相談員スキルアップ講習会のご案内
・『事業所への講師派遣研修』(登録講師派遣事業)2期のお申し込みを受付中です！
・「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第3期)の御案内
・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内 & 東京都消費生活総合センターからのお願い

令和8年8月1日発行 第265号

お知らせ

○介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業(令和8年1月分から6月分)を実施します！

東京都では、物価高騰等に直面する通所・訪問系介護サービス事業所及び高齢者施設等を支援することを目的として、今年度も本事業を実施いたします。

ただいま、申請の受付を行っておりますので、ご案内いたします。

1 介護サービス事業所物価高騰緊急対策支援金

(1)事業概要

物価高騰の影響を受けながらも継続して介護サービスを安定的に提供している事業所等を支援するため、介護事業所等が訪問・送迎サービス等に要した燃料費(ガソリン代及び軽油)や食材費及び光熱費に対し、一定額の支援金を交付します。

(2)対象サービス(地方公共団体が設置したものは除く。)

① 通所系介護サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

② 訪問系介護サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援

(3)変更点

今回から、燃料費に加えて食材費及び光熱費も支援対象となります。(サービス種別により対象経費及び支援金額が異なります。)

また法人単位で運営する全ての事業所分をとりまとめた申請となりますのでご注意ください。

2 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金

(1)事業概要

物価高騰等に直面する都内の高齢者施設を支援することを目的として、「物価高騰緊急対策支援金」を交付します。

(2)対象施設(地方公共団体が設置したものは除く。)

- ・介護老人福祉施設(定員29名以下は除く。)
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム及び都市型軽費老人ホームは除く。)

3 支援対象期間

令和8年1月1日から令和8年6月30日まで

4 申請期間

事前申請フォーム: **令和8年10月30日(金曜日) まで**

5 お問い合わせ先

東京都介護サービス事業所等物価高騰緊急対策支援金事務局

電話:050-5497-9240

(受付時間:9:00-18:00(土日祝日を除く。))

[事業の概要、申請方法等詳細については事務局ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。](#)

(介護サービス事業所物価高騰緊急対策支援金について)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_r8bukkakoutou1-6

(特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金について)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/bukkakoutou8_1-6

○訪問介護事業所等におけるEV車・EVバイク導入支援事業について

お知らせ

東京都では、訪問介護事業所等の運営支援を目的として、EV 車・EV バイクの導入に対する補助制度を令和8年度も引き続き行います。

訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業所が対象です。

申請受付を令和8年6月30日から開始しております。 詳細は、東京都福祉局の公式ホームページにてご確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/evhojyojigyou>

○令和8年度 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション
促進支援事業（補助金） 交付申請を受付中！（令和8年8月31日締め切り）

お知らせ

東京都では、外国人介護職員と日本人職員、利用者等との円滑なコミュニケーションを促進する事業所を支援するため、「介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業補助金」を実施しております。

この度、令和8年度の交付申請受付を開始いたしましたので、お知らせいたします。
※交付申請を行う場合は、補助要綱、手引き等の内容を以下の HP でご確認くださいの上、令和8年8月31日(月)までに必要書類を提出してください。

※例年より交付申請の受付期間が早まっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

公益財団法人 東京都福祉保健財団 HP

<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/communication/>



補助基準額
1事業所当たり30万円(補助率 2/3)

補助対象事業の例	対象経費の例
外国人介護職員が理解しやすい業務マニュアルの整備(母語への翻訳、ルビ振り、介護用語の統一等)	翻訳料、印刷費、委託料 等
外国人向けの介護用語、介護技術に関する教材等の購入	教材費
多言語翻訳機の購入又はリース	購入費、リース料
外国人介護職員による日本語学習、日本の文化・マナーに関する理解向上の取組	受講料、講師謝金、教材費、講習会場への交通費、会場使用料 等
日本人職員の日本語指導力向上の取組(「やさしい日本語」に関する講習受講等)	
日本人職員の異文化理解、外国人とのコミュニケーション方法の理解に関する取組	

【提出期限】 **令和8年8月31日(月曜日) 必着**

【提出方法】 郵送にて必要書類をご提出ください。

※特定記録郵便、レターパック等の配達記録が残る方法でご提出ください。

【提出先】 〒163-0719 東京都新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 19 階
東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 外国人介護人材担当（介護）

※令和8年度より、提出先が変更となっておりますのでご注意ください。

【申請書類等】 東京都福祉保健財団のホームページより様式をダウンロードしてください。

[\(https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/communication/\)](https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/communication/)

【お問合せ先】 東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 外国人介護人材担当（介護）

TEL:03-3344-8627 (月)~(金) 9:00~17:30

○ ★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★

お知らせ

(1)R7年度申請事業者は必須!! 実績報告の受付は8月31日(月)まで

(2)R8 年度交付申請を受付中! 未申請の事業者はお早めに

(1)令和7年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の実績報告を受付中

令和7年度にご申請いただいた事業者は、**実績報告が必要**です。期間内に必ず本事業マイページからお手続きをお願いします。詳細は下記ポータルサイトをご覧ください。

なお、本実績報告において、実績が令和7年度に概算交付を受けた額を下回る場合は、超過交付分を返納していただくことになります。

【令和7年度実績報告 受付期限】 8月31日(月)まで

(2)令和8年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請を受付中

これまで多くのご申請をいただき、現場で従事されている介護職員の方からもご好評いただいております。未申請の法人におかれましてはお早めにお手続きください。事業の説明動画や資料、申請の手続方法は下記ポータルサイトをご覧ください。

【令和8年度交付申請 受付期限】 12月28日(月)まで

● 居住支援特別手当ポータルサイト

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

【支給額】

- 職員 1 人当たり年間最大 24 万円
(月1万円+勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には月1万円加算)

【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

○ 令和8年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの深化・推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和8年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



東京都訪問看護推進総合事業

<R8年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護(在宅ケア)、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	1回目 5月29日(金) 2回目 10月30日(金)
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月17日(金) 申請期限は過ぎていますが、今年度雇用する事務職員について申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1回目 5月29日(金) 2回目 10月30日(金) 3回目 1月29日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	6月26日(金) 申請期限は過ぎていますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション ■訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等) ■ステーションからの相談対応 ■勉強会や交流会 ■地域の病院等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修	訪問看護体験・研修の申込受付中！ 各教育ステーションへ直接お申込ください。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)育成定着推進コース 受付終了しています。 (2)その他のコース 別途ご案内します。
	訪問看護ステーション協働育成支援事業	今年度の申請受付は終了しました。
	訪問看護オンデマンド研修の動画公開中	令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひ活用ください！ https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4gRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE



		※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。
--	--	--

○令和8年度福祉用具専門相談員スキルアップ講習会のご案内

お知らせ

【第1回】

1. 講習日時: 令和8年10月21日(水曜日)午前9時30分から午後4時30分まで

2. テーマ:『介護現場におけるシーティングの基礎知識』

◇座学でシーティングについての基礎知識を学習後、実際に椅子や車椅子などの福祉用具を使い、選定の実習を行います。

◇後半では、アセスメントシートの記入方法を学んだり、シーティングを用いた症例毎の事例検討を行います。

3. 受講対象:

- ・福祉用具貸与・販売事業所勤務の福祉用具専門相談員
- ・介護施設等に勤務されている機能訓練指導員(理学療法士・作業療法士など)または介護従事者
- ・シーティングについて基礎から学びたい方
- ・その他、当財団が受講を適当と認めた者

4. 申込期限: 令和8年10月13日(火)まで

【第2回】

1. 講習日時: 令和8年12月 2日(水曜日)午前9時30分から午後4時30分まで

2. テーマ:『介護現場におけるシーティングの応用技術』

◇モジュラー型・ティルトリクライニング型車椅子を使用し、実際に工具を用いた調整・適合などの実践力を養います。

◇実際の現場での事例を提出していただき、講師の助言のもと、グループで検討を行いながら、対応力を身につけます。

3. 受講対象

- ・シーティングについて実践的な技術を身につけたい福祉用具専門相談員
- ・第1回スキルアップ講習会修了者
- ・その他、当財団が受講を適当と認めた者

4. 申込期限: 令和8年11月20日(金)まで

5. 講師

株式会社シーティング研究所 代表取締役 木之瀬 隆 氏

(一般財団法人日本車椅子シーティング財団 理事)

6. 講習会場

公益財団法人 東京都福祉保健財団「研修室3・4」及び「福祉用具実習展示室」

(新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階)

7. 定員

30名(先着順)

8. 受講料

各回3,000円(税込み)

9. 申込方法

ホームページ(URL:https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shitei/)に掲載している募集案内にある申込書に必要事項を記入し、
メールまたは FAX にてお申込みください。
または右の二次元コードを読み取って、申込フォームからお申込みください。



申込フォーム

【お問い合わせ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当
電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

○ 『事業所への講師派遣研修』(登録講師派遣事業)2期のお申し込みを受付中です！

介護福祉士養成施設等の教員で本事業に登録された講師が、直接職場を訪問(ライブ型オンライン研修にも対応)し、職場のニーズに応じた専門的・実践的な内容の研修を行う「登録講師派遣事業」の申込みを受け付けています。

【対象施設】小・中規模の福祉施設、介護保険施設や居宅サービスの事業所等

【派遣費用】無料

【研修テーマの一例】「不適切ケアを生まないチームづくり」「BCP 研修」「身体拘束と虐待防止」「介護施設でのターミナルケア」や「虐待」「ハラスメント」「アンガーマネジメント」等に関するテーマほか

※地域のネットワークづくり等に活用できる、ユニット型(別法人複数事業所による合同)研修も可能です。

【研修内容及び申込方法等】下記、東社協研修受付システム「けんとくん」内の登録講師派遣事業受付システムから、「研修科目一覧」及び「講師名簿」等をご覧になり、お申し込みください。東京都福祉人材センター研修室では、ご希望内容を確認の上、登録講師と派遣に向けた調整を行います。(お申し込みには、「けんとくん」への事前登録が必要です)

・登録講師派遣事業受付システム <https://www.kentokun.jp/koushihaken/> もしくは「東社協 けんとくん」で検索可

【申込締切】令和8年8月31日(月)

★東京都福祉人材センター研修室では、職場研修アドバイザーによる研修実施に関する相談も受け付けています。『研修を企画したいけど、どうしたらいい?』など、お悩みの際は、是非ご相談ください。

【東社協研修受付システム けんとくん】 <https://www.kentokun.jp/>

【お申込み・お問合せ先】

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター研修室 TEL 03-5800-3335

【お問合せ先】生活福祉部地域福祉課福祉人材対策担当 TEL 03-5320-4049

○「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第3期)の御案内

東京都では、日本版BPSD ケアプログラム(※)のアドミニストレーター養成研修を、令和6年度介護報酬改定で創設された「認知症チームケア推進加算」の算定要件とされている認知症チームケア推進研修として実施しています。

※ 東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、「日本版 BPSD ケアプログラム」を開発し、その普及を通じて認知症ケアの質の向上に取り組んでいます。このケアプログラムは、介護サービス事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものです。

この度、第3期のアドミニストレーター養成研修(e ラーニング)を開催しますので、ご参加を希望の方は、お申し込みください。※8月10日(月)東京都 HP 掲載予定。

【東京都 HP(認知症ケアプログラムについて)】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/>

【認知症チームケア推進加算について】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/shinkasan/>

【東京都 HP(アドミニストレーター養成研修(都実施分について))】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/administrator/>

＜アドミニストレーター養成研修(e ラーニング)について＞※第3期

【形 式】**e ラーニング研修**(標準所要時間 4 時間)

【目 的】介護サービス事業所等の職員が、ケアプログラムを実践するための「アドミニストレーター」として、必要な知識及び技術を習得する。

【開講期間】**令和8年8月31日(月)～令和8年9月25日(金)**

【募集期間】令和8年8月10日(月)～令和8年8月24日(月)(予定)

【対 象】下記の2条件を**全て満たす**介護サービス事業所及び介護保険施設等の職員

- ① 令和8年3月31日時点でケアプログラムを利用していない区市町村に所在する事業所等であること(都外を含む)。

※ケアプログラムを利用している都内区市町村に所在する場合は、区市町村が実施するアドミニストレーター研修をご受講ください。

※ケアプログラムの申請窓口となっている都内区市町村の一覧は、下記 URL をご参照ください。

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/kushityouson/>

- ② アドミニストレーター養成研修終了後、フォローアップ研修に参加できる者であること。

※ただし、受講者数により、希望される時期のフォローアップ研修に参加できない場合があります。

＜令和8年度 第3期フォローアップ研修日程＞

1日目:10月1日(木)

2日目:12月10日(木)

※研修時間:午前10～12時、午後2～4時

【費 用】無料

【申込方法】東京都 HP 上の参加申込フォームから、**【8月24日(月曜日)】**までにお申し込みください。

＜東京都 HP(アドミニストレーター研修(都実施分について))＞※再掲

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/administrator/>

【お問い合わせ先】※本事業は株式会社日本能率協会総合研究所に委託して実施いたします。

日本能率協会総合研究所 福祉・医療政策研究部

電話番号:0120-506-713(受付時間:10:00～17:00(平日のみ))

メールアドレス:JBPSD@jmar.co.jp

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内 & 東京都消費生活総合センターからのお願い

お知らせ

■ ○高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、または、早期に発見して被害の拡大を防ぐためには、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では地域包括支援センター、介護事業者をはじめ、地域の高齢者見守りネットワークの関係者の方々を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい消費生活相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2026年4月1日から2027年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「東京くらしWEB」(下記)を参照のこと。

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2026年4月1日から2027年3月10日まで(先着200回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の1か月前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京くらしWEB

●[高齢者見守り人材向け出前講座](#) | [東京くらしWEB](#)

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局

TEL: 03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX: 03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 協働連携事業担当

TEL: 03-3235-4167

高齢者を見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い

消費生活センターをご活用ください！

消費生活センターは、消費者安全法に基づいて設置されている**行政機関**です。**相談は無料、秘密は厳守**されます。安心してご相談ください。

なお、ご相談は高齢者本人からでなくても構いません。「変だな？おかしいな？」と気付いたら、まずは見守っている方からご相談いただくことも可能です。

(消費者ホットライン)局番なしの **188** におかけいただくと、お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京くらしWEB

●[東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京くらしWEB](#)

<トップ⇒くらしに役立つリンク集 ⇒ 消費生活相談窓口>

(23 区) [東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京くらしWEB](#)

(市・町) [東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京くらしWEB](#)

また、東京都消費生活総合センターでは「[高齢者の見守り](#)」のページで各自治体の取組や連携の事例などを紹介しています。ぜひご活用ください。

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京くらしWEB

●[高齢者見守り](#) | [東京くらしWEB](#)

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当

TEL: 03-6228-1331